

恵泉女学園大学リポジトリ運用規程

(2014年12月11日 制定)

(趣旨)

第1条 恵泉女学園大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という）は、恵泉女学園大学（以下「本学」という）の教育・研究活動において生産された成果物を、電子化して蓄積・保存し、学内外に無償で公開することにより、教育・研究・社会貢献という使命を果たすことを目的とする。

2. この目的の達成のため、リポジトリの管理・運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(管理・運営)

第2条 リポジトリの管理・運営に関する実務は、本学図書館（以下「図書館」という）において行うものとする。

2. リポジトリの管理・運営に関する重要事項の審議については、大学教育研究機構委員会(以下「委員会」という)の議を経て大学教授会での承認を受ける。

(登録の対象)

第3条 リポジトリに登録するコンテンツは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本学における教育・研究活動の成果であること。
- (2) 公開に際し法令や契約、及び、本学の諸規定に反していないもの、同時に、社会倫理上などの問題の生じないものであること。
- (3) 無償であること。
- (4) ネットワークを通じて配信が可能であること。

(登録者)

第4条 リポジトリにコンテンツを登録できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学に在籍する教職員（非常勤教職員を含む）および学生。
- (2) その他、委員会が特に認めたもの。

(登録手続き)

第5条 リポジトリでの公開を前提とする紀要等本学出版物のほかに、登録を希望する者は別紙の「登録許諾書」に記入し、コンテンツとともに委員会に提出するものとする。

2. 委員会は、登録を希望するコンテンツが第3条に掲げた要件を満たすかを確認した上で登録・公開を許可する。

(コンテンツの削除)

第6条 図書館は、次のいずれかに該当する場合にリポジトリに登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 登録者が削除の申請を行い、それを委員会が承認した場合。
- (2) 委員会が公開を適当でないと判断し、削除を決定した場合。

(著作権)

第7条 リポジトリに登録するコンテンツの著作権の取り扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 著作権が登録者のみに帰属する場合は、登録者は本学に対し第1条で規定され

た利用を無償で許諾する。

- (2) 著作権が複数の者に帰属する場合は、登録者はすべての著作権者の許諾をあらかじめ得ておかなければならない。
- (3) 研究成果物の公開が肖像権又は情報に関する権利と抵触する場合は、登録者はその権利が帰属する者の許諾をあらかじめ得ておかなければならない。
- (4) 研究成果物に含まれる古書資料等が公開に支障がある場合は、登録者は古書資料等を所蔵する者の許諾をあらかじめ得ておかなければならない。
- (5) 当該教育・研究成果物がリポジトリに登録された後も著作権は、本学に移転することはなく登録者に帰属する。

(免責事項)

第8条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は登録者が負うものとする。

2. 本学は、登録された教育・研究成果物を利用することによって生じた利用者または登録者の損害・不利益について一切責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、リポジトリに関して必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て教授会の承認を得ることとする。

附則

この規程は、2014年12月11日から施行する。